

小規模企業共済制度の今後のあり方について  
(案)

平成 15 年 1 月  
中小企業政策審議会  
経営安定部会

# 目 次

はじめに

1 . 共済金について	2
(1) 小規模企業共済制度の収支の現状	
(2) 今後の予定利率についての考え方	
(3) 既契約者への配慮と契約者間の公平性	
(4) その他の共済金関連事項	
イ 共済金額の規定方法	
ロ 単年度剰余金の扱い方	
2 . 資産運用について	4
(1) 資産運用の現状	
(2) 今後の資産運用についての考え方	
イ 資産運用に係る規制緩和	
ロ 資産運用責任の明確化	
ハ 基本ポートフォリオの見直し	
3 . 加入促進について	6
(1) 加入・脱退の状況	
(2) 加入促進の改善策についての考え方	
イ 従来 of 加入促進策の強化	
ロ その他の加入促進策	
4 . その他	8
(1) 貸付制度の改善について	
(2) 分割支給制度について	
(3) 月額掛金上限について	
(4) 老齢給付について	
(5) 解約手当金算定方法の改善について	

はじめに

小規模企業共済制度は、経営基盤が脆弱で経営環境変化の影響を受けやすい小規模企業者が、相互扶助の精神に基づき、事業廃止、退職、転業等に備えて生活の安定や事業の再建の資金を準備するための制度として、昭和40年に創設されたものである。

その後、本制度は、平成13年度末時点で約135万人の加入者数と約7兆6千億円の共済資産を有するまでに成長した。この間、本制度に基づき支給された共済金の総額は約3兆4千億円に及んでおり、小規模企業者への資金供給、公的年金制度の補完等の役割を果たすことによって、小規模企業経営の安定と健全な発展に大きく寄与してきた。

とりわけ、業況の低迷や開廃業率の逆転状態が続く近年の厳しい企業経営環境の下においては、小規模企業にとって廃業後の生活安定資金を確実に提供する本制度は、老後の安心を提供するものであるとともに、中小企業基本法の基本的施策における位置付けからも明らかなようにいわゆるセーフティネット対策の重要な一翼を担うものとしても、ますますその意義を高めつつある。

こうした本制度の意義の大きさに鑑み、これまで国としても、税制面、財政面から所要の助成措置を講じ、本制度の着実な発展に努めてきたところであるが、今後とも、本制度の長期的安定性の確保を図り、本制度が多くの小規模企業者によって積極的に利用されるための確固たる基盤を形成していくことが、我が国の中小企業政策における不可避の課題となっている。

小規模企業共済制度については、制度創設以来7次にわたる見直しが行われてきたが、当経営安定部会においては、昨年9月から、上述のような問題意識に基づき、本制度の収支改善や加入促進等、本制度の長期的安定性に係わる重要課題を中心に検討を行ってきた。その結果は以下に記す通りであるが、これをもとに、小規模企業共済制度の改善策が企画立案され、実施されることを期待するものである。

## 1. 共済金について

### (1) 小規模企業共済制度の収支の現状

金利水準の低下や株価の低迷といった厳しい資産運用環境が継続する中で、小規模企業共済制度の単年度収支（給付経理の当期利益金）は、赤字が続いている。現在の年2.5%という予定利率の施行初年度に当たる平成12年度においても、予定利率引き下げにより単年度収支の黒字化を図るという当初の想定とは異なり、単年度収支として約128億円の赤字が計上された。また、翌平成13年度の単年度収支は約300億円の赤字となり、赤字幅は拡大した。その結果、繰越欠損金の額は、平成13年度末の時点で約3,600億円となっている。

### (2) 今後の予定利率についての考え方

昨今の資産運用環境は厳しさを増しており、今後もその急速な改善は見込み難い。このような厳しい状況が今後とも継続するならば、現在の予定利率を維持し続ける場合には、当部会の試算によると平成23年度に繰越欠損金が1兆円を超えるものと予想され、小規模企業共済制度の運営の根幹に係わる問題が将来発生することも考えられる。

こうしたことから、小規模企業共済制度の長期的安定性を確保し、厳しい資産運用環境によりの確に対応した制度運営を実現するためには、現行の年2.5%の予定利率を見直す必要がある。

具体的な予定利率の水準としては、今後の資産運用水準の見通し、他制度の動向等を勘案しつつ、10年後には現状よりも収支が改善することを期待できる水準として、年1.0%に設定することが適当である。

また、予定利率を見直す場合には、共済事由別利回りカーブの形状変更も当然に必要となるが、その際には、掛金総額を上回る準共済金・解約手当金を受け取るために必要な掛金納付期間が現状から大きく変わることのないように配慮する必要がある。

### (3) 既契約者への配慮と契約者間の公平性

共済金の額の見直しに当たっては、これまでと同様、本共済制度が契約者間の相互扶助によって維持・運営されるものであることを踏まえ、既契約者への配慮を払うとともに将来にわたる契約者間の公平性を確保することが必要である。

具体的には、制度改正以前の期間については、現行制度への信

頼感に配慮しつつ、現行制度に基づく共済金の額が確保されるようにすることが適当である。又、制度改革後の期間については、既存契約者と新規加入者の双方に改正後の内容を適用することが適当である。

#### (4) その他の共済金関連事項

##### イ 共済金額の規定方法

現在、共済金額は小規模企業共済法の別表に規定されており、その変更にあたっては、法改正手続を経ることが必要である。

しかし、これまで2回の予定利率引き下げを行ってきたにもかかわらず、想定を超える速度で資産運用利回りが低下してきたことから明らかなように、資産運用環境の変化の速度は増している。これに即応してより迅速に予定利率の変更を行い得るように、共済金額規定の政令事項化を検討する必要がある。また、その場合には、予定利率の変更に当たり、議論の透明性を確保する観点から、必ず中小企業政策審議会等の議を経ることを実行上のルールとすることが適当と考えられる。

##### ロ 単年度剰余金の扱い方

現在の小規模企業共済制度においては、基本的には、単年度剰余金はまず繰越欠損金の解消に充てられ、それでも剰余金が残った場合にはこれを付加共済金の支給に充てる方式が採用されている。

小規模企業共済制度上、繰越欠損金の解消には単年度剰余金をもって充てる他なく、特に現在のように多額の繰越欠損金が存在する状況では、仮に単年度剰余金が発生した場合には、まずそれを繰越欠損金の解消に充てることによって、早急に収支の改善を図ることが適当である。即ち、当分の間は、現行方式を維持するべきである。

## 2 . 資産運用について

### (1) 資産運用の現状

小規模企業共済制度の設立当初は、市中金利が高かったことから、元本保証・確定利回りの債券の取得及び定期預金等により資産運用が行われてきた。その後、共済契約者に対する保証利回りを確保するとの観点から、昭和62年には単独運用指定金銭信託（指定単）、平成元年には生命保険資産、平成8年には特定金銭信託（特金）が、それぞれ資産運用の対象として追加されている。

平成13年度末の資産残高は約7兆6千億円であり、その構成は、金融債21.3%、政府保証債7.1%、国債12.6%、地方債2.7%、社債4.8%、指定単22.4%、特金12.1%、生命保険資産12.5%、融資経理貸付金3.1%、預金1.5%となっている。

資産全体の実現運用利回りは、国内債券、生命保険資産等の利回りが低下傾向を示す中、平成9年度3.34%、平成10年度2.97%、平成12年度2.49%、平成13年度2.28%と低下しつつある（ただし、金銭信託の運用実績が比較的好調であった平成11年度の実現運用利回りは3.38%であった）。また、行政コスト計算の際に算出された13年度末時点の金銭信託の時価評価差損は、約2,100億円であった。

### (2) 今後の資産運用についての考え方

#### イ 資産運用に係る規制緩和

このように資産運用環境の厳しさが増す中で、リスクとリターンの最適化を目指しつつ、資産運用の一層の効率化を図る観点から、資産運用に係る規制について所要の緩和を行うことを検討する必要がある。

具体的には、委託運用の選択肢をひろげ、ポートフォリオの効率性を向上させることを念頭に置きつつ、金銭信託に係る量的規制（運用組入れ対象に関するいわゆる5-3-3規制や、運用総額に関する35%規制）の緩和・撤廃を検討するべきである。

また、委託運用機関の見直しに伴うロスの発生等を抑え、委託運用の機動性を確保する観点から、委託運用の形態を金銭信託のみに限定している現行規定を見直すことが求められる。

#### ロ 資産運用責任の明確化

資産運用に係る規制緩和を行う際には、リスク管理体制の強化と併せて資産運用責任の一層の明確化を図る必要がある。具体的には、資産運用機関である中小企業総合事業団の役員に対して、忠実義務を課したり、自己又は第三者の利益を図る行為を禁止する規定の創設を検討するべきである。

また、株主としての議決権を適切に行使することにより、投資先企業のパフォーマンスを改善し、委託運用のリターンを確保する観点から、中小企業総合事業団と委託運用機関との間で、議決権行使に関する事前の意見調整や事後の報告等を緊密に行うことが必要である。

さらに、専門家から見ても妥当な資産運用が行われていることを確認するために、中小企業総合事業団による資産運用計画の策定や資産運用実績の評価について、定期的に外部専門家の意見を聴く機会を設けることが望まれる。

## 八 基本ポートフォリオの見直し

現在の基本ポートフォリオは、現行の予定利率や資産運用に係る諸規制を前提として、中小企業総合事業団が平成13年度に策定したものであるが、今後、これらの前提条件の見直し・変更と並行して、基本ポートフォリオの見直しを行うべきである。

### 3 . 加入促進について

#### (1) 加入・脱退の状況

小規模企業共済制度への新規加入件数は、制度創設以降、趨勢的な増加傾向を示し、平成2～3年度には年間約20万件の水準にまで達した（掛金上限を引き上げた平成元年度には、掛金増額件数が増えたことにより約30万件と突出した新規加入件数を記録した）が、その後減少に転じ、平成13年度には約7万6千件にまで低下した。

他方、脱退件数はほぼ一貫して増加傾向にあり、近年の脱退件数は年間約15万件の水準に達している。

その結果、本制度の在籍件数は、新規加入件数が脱退件数を下回り始める前の平成5年度の約226万件をピークとして低下傾向を示しており、平成13年度には約192万件に至った。

#### (2) 加入促進の改善策についての考え方

本制度を長期的に安定なものとする上で加入者の確保が不可欠であることに鑑みれば、上述のように加入・在籍件数が減少しつつある現状においては、加入促進策を抜本的に改善することが必要である。

##### イ 従来 of 加入促進策の強化

近年、加入者数が減少傾向を示している中で、比較的高い成果を挙げている加入促進策として、「確定申告期運動」と「モデル県運動」がある。

前者は、中小企業総合事業団が業務委託機関等の協力のもと、確定申告期に集中的に加入促進運動を実施するもので、同事業団は、全国ネットワークでのラジオスポットによる広報、青色申告会への常駐職員の派遣などを実施している。加入実績を各年度の四半期別に見ると、1～3月の第4四半期の実績が突出しており、本運動の成果が表れていると考えられる。

また後者は、中小企業総合事業団が特定の都道府県とタイアップし、地域内の業務委託機関及び市町村等の協力のもと、加入促進運動を実施するもので、同事業団は、モデル県運動用の広報資料の作成・配布、地方新聞への広告掲載、関係機関への職員訪問による協力依頼、関係機関が実施する説明会などへの職員派遣などを実施している。各県別に見ると、モデル県運動を実施した年度はそれ以外の年度よりも高い加入実績を示しており、本運動の

成果が表れていると考えられる。

こうしたことから、今後、確定申告期運動及びモデル県運動につき、その特性を活かした強化策を検討するべきと考えられる。

#### ロ その他の加入促進策

近年、従来の加入促進ルートからの加入者が減少していることから、新たな加入促進ルートの開拓が望まれる。具体的には、小規模企業者との間に営業チャネルを有している各種民間企業や、本制度の利点を熟知している共済契約者、共済金受給者等による新規加入者紹介ルートの構築などが考えられる。業種別団体等についても、従来の業務委託先に含まれていないものを中心に、加入促進ルートの中に積極的に位置づけていくべきである。

また、これらと併せて、既存のルートも含め、加入促進に当たってのインセンティブ付与の方式をより一層効果的なものに改変・強化していくことが求められる。

さらに、本制度の契約者に対する各種サービスの提供を充実させることにより、本制度への勧誘を行いやすい環境を形成することも検討すべきである。例えば、企業年金制度の多様化・大幅な変更に対応した年金・退職金に関する正確かつ総合的な情報の提供、ライフプランや資産運用に関する相談会の開催等が考えられる。

当然ながら、以上のような加入促進策の遂行に当たっては、本制度の有するセーフティネット対策としての意義に対する十分な理解を未加入者に対して求めるとともに、各種の中小企業向け機関やイベントの活用等既存施策との連携強化を図ることが必要である。

## 4 . その他

### (1) 貸付制度の改善について

契約者向け貸付制度は、還元融資として設けられているものであり、資金繰りが悪化する等、急な資金需要が生じた際、簡易・迅速に融資が受けられる制度として、毎年、契約者の約1割が利用するなど、小規模企業の経営安定に重要な役割を果たしてきている。近年、貸付件数、貸付金額とも伸びており、平成13年度においては、貸付件数約13万件、貸付金額約3,190億円となっている。

現行貸付制度のうち、一般貸付制度については、在籍者に貸付限度額の引き上げに対する高いニーズがあることや、掛金納付額をもとに算定した貸付限度額が7百万円を超える在籍者の割合が全体の約16%に達していることを踏まえると、貸付限度額の引き上げ等の要件緩和が望まれる。

また、特別貸付制度についても、貸付要件の緩和等小規模企業者の実状に配慮した対応が望まれる。特に、昨今の経営環境の厳しさに鑑みれば、急激な売上の減少による資金需要に迅速・的確に対応するべく貸付制度の改善を図ることを検討するべきである。これにより、任意解約者数の低減や本制度への加入の促進といった効果も期待できるものと考えられる。

なお、一般貸付、特別貸付ともに、貸付金利を新たな予定利率に見合う水準に改めることが求められる。

### (2) 分割支給制度について

現行制度において、共済金は一時金として支給することが基本とされているが、例外的に共済金の全部又は一部を分割の方法により支給することが認められている。現行の分割支給期間（10年又は15年のいずれか一方）については、在籍者及び脱退者の多くが現状のままでよいと考えていることから、現状維持とすることが適当である。

### (3) 月額掛金上限について

現行の掛金月額上限（7万円）は平成元年の制度改正において設定されたもので、以来十年余が経過しているが、在籍者の平均掛金額は約3万4千円（平成13年度実績）に止まっており、在籍者の大半が掛金上限は現状のままでよいとしていることや、

掛金上限に達している在籍者に限ってみても、その過半は現状の掛金上限でよいとしていることから、掛金上限については現状維持が適当である。

#### (4) 老齢給付について

掛金納付期間が15年を超える65歳以上の契約者は、廃業、役員の退職等の事由によらずに、加入者の自由意思で共済金の給付（老齢給付）を受けられることとなっている。

給付開始年齢については、在籍者の大半が現状（65歳）のままでよいとしており、現状維持が適当であると考えられる。

また、老齢給付を受けするために必要な掛金納付期間については、在籍者の大半が現状（15年以上）のままでよいとしていることや、この期間を短縮した場合の影響を最も受けると考えられる50歳代前半の未加入者の中に高い関心が見受けられないことから、現状維持が適当である。

#### (5) 解約手当金算定方法の改善について

現在、解約手当金の算定においては、納付月数が12月未満の掛金区分は掛け捨てとして扱われている。

一方、A共済金、B共済金及び準共済金の算定においては、納付月数が12月未満の掛金区分であっても、他の掛金区分が12月（A及びB共済金の場合は6月）以上あれば掛け捨てとはならず、共済金の算定対象に合算されている。

こうした短期掛金区分の取扱に関する不公平感を払拭するべく、解約手当金の算定方法を改善する必要がある。

## 中小企業政策審議会経営安定部会名簿

部会長	上野 和彦	東京学芸大学教育学部	教授
委員	江崎 格	商工組合中央金庫	理事長
委員	美安 達子	株式会社電脳	代表取締役社長
臨時委員	浅野 幸弘	横浜国立大学大学院	教授
臨時委員	井田 敏	全国商工会連合会	専務理事
臨時委員	奥村 英二	社団法人日本アクチュアリー会	副理事長
臨時委員	木村 忠夫	勤労者退職金共済機構	監事
臨時委員	倉橋 純造	倉橋建設株式会社	代表取締役
臨時委員	篠原 徹	日本商工会議所	常務理事
臨時委員	鈴木 純雄	株式会社東京商工リサーチ	代表取締役社長
臨時委員	田勢 修也	全国中小企業団体中央会	専務理事
臨時委員	多比羅 誠	たひら総合法律事務所	弁護士
臨時委員	西岡 幸一	株式会社日本経済新聞社	論説副主幹
臨時委員	山崎 泰彦	上智大学文学部	教授

### 【参考：審議日程】

平成14年	9月30日	第3回経営安定部会
	11月15日	第4回経営安定部会
平成15年	1月14日	第5回経営安定部会

## 小規模企業共済制度 財政収支の将来推計

予定利率を現行(2.5%)のまま据え置いた場合

(単位:億円)

区分	H13Fy	H14Fy	H15Fy	H16Fy	H17Fy	H18Fy	H19Fy	H20Fy	H21Fy	H22Fy	H23Fy
収益(掛金等収入等)	6,912	6,496	6,503	6,512	6,489	6,474	6,906	6,950	6,985	7,027	7,065
うち運用収入	1,717	1,437	1,419	1,405	1,358	1,315	1,715	1,722	1,721	1,728	1,735
費用(共済事業費)	5,184	5,375	5,657	5,880	6,176	6,337	6,537	6,719	6,880	6,997	7,132
当期純利益 $t = t - t + (t-1 - t)$	300	587	653	715	802	881	513	534	559	573	586
資産	76,346	77,463	78,315	78,953	79,273	79,416	79,793	80,031	80,145	80,182	80,124
負債	79,975	81,679	83,184	84,538	85,659	86,684	87,574	88,346	89,019	89,630	90,157
うち責任準備金	79,581	81,289	82,789	84,137	85,252	86,270	87,153	87,917	88,582	89,184	89,703
積立金及び繰越欠損金 -	3,629	4,216	4,870	5,585	6,386	7,268	7,781	8,315	8,874	9,447	10,033
運用利回り	2.280%	1.869%	1.822%	1.787%	1.717%	1.657%	2.154%	2.155%	2.149%	2.156%	2.164%

予定利率を1.75%に引き下げた場合

(単位:億円)

区分	H13Fy	H14Fy	H15Fy	H16Fy	H17Fy	H18Fy	H19Fy	H20Fy	H21Fy	H22Fy	H23Fy
収益(掛金等収入等)	6,912	6,496	6,503	6,488	6,463	6,446	6,878	6,923	6,960	7,004	7,046
うち運用収入	1,717	1,437	1,419	1,381	1,331	1,287	1,687	1,696	1,696	1,706	1,716
費用(共済事業費)	5,184	5,375	5,657	5,859	6,115	6,234	6,390	6,529	6,645	6,719	6,811
当期純利益 $t = t - t + (t-1 - t)$	300	587	1,760	87	152	210	178	177	169	173	177
資産	76,346	77,463	78,315	78,949	79,303	79,522	80,018	80,420	80,743	81,037	81,281
負債	79,975	81,679	84,291	85,012	85,518	85,947	86,265	86,490	86,644	86,765	86,832
うち責任準備金	79,581	81,289	83,895	84,611	85,110	85,533	85,844	86,061	86,207	86,319	86,378
積立金及び繰越欠損金 -	3,629	4,216	5,976	6,063	6,214	6,425	6,247	6,070	5,900	5,728	5,551
運用利回り	2.280%	1.869%	1.822%	1.756%	1.682%	1.621%	2.115%	2.114%	2.104%	2.109%	2.114%

予定利率を1.5%に引き下げた場合

(単位:億円)

区分	H13Fy	H14Fy	H15Fy	H16Fy	H17Fy	H18Fy	H19Fy	H20Fy	H21Fy	H22Fy	H23Fy
収益(掛金等収入等)	6,912	6,496	6,503	6,480	6,453	6,437	6,869	6,914	6,951	6,996	7,038
うち運用収入	1,717	1,437	1,419	1,373	1,322	1,277	1,678	1,686	1,687	1,697	1,708
費用(共済事業費)	5,184	5,375	5,657	5,853	6,097	6,205	6,349	6,475	6,579	6,641	6,720
当期純利益 $t = t - t + (t-1 - t)$	300	587	2,184	101	41	14	379	382	378	385	393
資産	76,346	77,463	78,315	78,947	79,309	79,548	80,076	80,522	80,903	81,267	81,594
負債	79,975	81,679	84,715	85,246	85,568	85,820	85,969	86,034	86,037	86,015	85,949
うち責任準備金	79,581	81,289	84,319	84,845	85,160	85,406	85,548	85,605	85,600	85,570	85,495
積立金及び繰越欠損金 -	3,629	4,216	6,400	6,299	6,258	6,272	5,893	5,512	5,134	4,749	4,356
運用利回り	2.280%	1.869%	1.822%	1.746%	1.671%	1.608%	2.102%	2.100%	2.090%	2.093%	2.098%

予定利率を1.25%に引き下げた場合

(単位:億円)

区分	H13Fy	H14Fy	H15Fy	H16Fy	H17Fy	H18Fy	H19Fy	H20Fy	H21Fy	H22Fy	H23Fy
収益(掛金等収入等)	6,912	6,496	6,503	6,472	6,444	6,427	6,859	6,904	6,942	6,987	7,031
うち運用収入	1,717	1,437	1,419	1,365	1,313	1,268	1,668	1,677	1,677	1,689	1,700
費用(共済事業費)	5,184	5,375	5,657	5,848	6,080	6,176	6,308	6,422	6,514	6,564	6,631
当期純利益 $t = t - t + (t-1 - t)$	300	587	2,669	291	234	183	579	585	584	594	606
資産	76,346	77,463	78,315	78,944	79,314	79,572	80,131	80,620	81,056	81,488	81,895
負債	79,975	81,679	85,200	85,539	85,675	85,750	85,730	85,635	85,487	85,323	85,126
うち責任準備金	79,581	81,289	84,805	85,138	85,268	85,336	85,309	85,206	85,049	84,878	84,671
積立金及び繰越欠損金 -	3,629	4,216	6,885	6,594	6,361	6,178	5,599	5,014	4,430	3,836	3,230
運用利回り	2.280%	1.869%	1.822%	1.735%	1.659%	1.596%	2.089%	2.086%	2.075%	2.078%	2.081%

予定利率を1.0%に引き下げた場合

(単位:億円)

区分	H13Fy	H14Fy	H15Fy	H16Fy	H17Fy	H18Fy	H19Fy	H20Fy	H21Fy	H22Fy	H23Fy
収益(掛金等収入等)	6,912	6,496	6,503	6,464	6,435	6,418	6,850	6,894	6,932	6,978	7,022
うち運用収入	1,717	1,437	1,419	1,356	1,304	1,258	1,658	1,667	1,668	1,680	1,692
費用(共済事業費)	5,184	5,375	5,657	5,843	6,065	6,150	6,271	6,374	6,454	6,493	6,549
当期純利益 t= t- t+( t-1 - t)	300	587	3,253	478	424	375	774	782	783	796	809
資産	76,346	77,463	78,315	78,941	79,318	79,592	80,178	80,707	81,194	81,687	82,168
負債	79,975	81,679	85,784	85,932	85,885	85,784	85,597	85,343	85,046	84,744	84,416
うち責任準備金	79,581	81,289	85,389	85,531	85,478	85,370	85,176	84,915	84,609	84,298	83,962
積立金及び繰越欠損金 -	3,629	4,216	7,469	6,991	6,567	6,192	5,418	4,636	3,853	3,057	2,248
運用利回り	2.280%	1.869%	1.822%	1.725%	1.647%	1.584%	2.076%	2.072%	2.060%	2.062%	2.065%

予定利率を0.75%に引き下げた場合

(単位:億円)

区分	H13Fy	H14Fy	H15Fy	H16Fy	H17Fy	H18Fy	H19Fy	H20Fy	H21Fy	H22Fy	H23Fy
収益(掛金等収入等)	6,912	6,496	6,503	6,455	6,426	6,408	6,840	6,885	6,923	6,969	7,014
うち運用収入	1,717	1,437	1,419	1,348	1,294	1,249	1,649	1,657	1,658	1,670	1,683
費用(共済事業費)	5,184	5,375	5,657	5,838	6,049	6,124	6,234	6,326	6,395	6,424	6,469
当期純利益 t= t- t+( t-1 - t)	300	587	3,860	672	619	572	972	982	985	999	1,014
資産	76,346	77,463	78,315	78,938	79,320	79,611	80,224	80,791	81,327	81,881	82,434
負債	79,975	81,679	86,391	86,342	86,105	85,824	85,465	85,050	84,601	84,156	83,695
うち責任準備金	79,581	81,289	85,995	85,941	85,698	85,410	85,044	84,621	84,164	83,711	83,241
積立金及び繰越欠損金 -	3,629	4,216	8,076	7,404	6,785	6,213	5,241	4,259	3,274	2,276	1,262
運用利回り	2.280%	1.869%	1.822%	1.715%	1.636%	1.572%	2.063%	2.059%	2.046%	2.047%	2.049%

## 資産運用の金利の想定

国債（10年）	1.1%	平成13年4月発行利率	平成11年以降平成14年9月までに発行された最低クーポン
政保債（10年）	1.2%	平成13年7月発行利率	
地方債（10年）	1.2%	平成13年7月発行利率	
金融債（5年・商中債）	0.5%	平成13年7月発行利率	
社債（10年）	1.33%	平成14年9月発行利率	
大口定期（1年）	0.04%	平成13年12月実勢利率	
生命保険	0.96%～1.10%		
金銭信託	1.70%～3.58%		